

## 定款の一部改正（案）について

### 改定理由

- ① 残余財産の処分について「読谷村若しくは、この法人と類似の目的をもつ公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人に寄付するもの」という明確な表記にする改正。
- ② 本会は非営利的団体の為、剰余金の分配の禁止について明記した。

改正（案）	現 行
読谷村観光協会 定款	読谷村観光協会 定款
～ 前略 ～	～ 前略 ～
<p>第40条</p> <p><b>1. (残余財産の処分)</b></p> <p>この法人の解散に伴う残余財産の処分は、社員総会において総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上の議決を得て、本会と類似をもつ団体に寄付するものとする。<del>読谷村若しくは、この法人と類似の目的をもつ公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人に寄付するものとする。</del></p> <p><b>2. (剰余金の分配の禁止)</b></p> <p>この法人は、剰余金の分配をすることができない。</p>	<p>(残余財産の処分)</p> <p>第40条 この法人の解散に伴う残余財産の処分は、社員総会において総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上の議決を得て、本会と類似をもつ団体に寄付するものとする。</p>